

議第6号

高山市積立基金条例の一部を改正する条例について

高山市積立基金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年2月26日提出

高山市長 國島 芳明

提案理由

高山市森林環境整備基金を設置するため改正しようとする。

高山市積立基金条例の一部を改正する条例

高山市積立基金条例（昭和39年高山市条例第19号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後														
<p>(設置)</p> <p>第2条 本市が設置する基金の名称及び目的は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">高山市夢・まちづくり基金の項～高山市学校給食センター整備基金の項 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高山市都市計画事業基金</td> <td style="text-align: center;">都市計画事業の資金に充当するため</td> </tr> </tbody> </table>	名称	目的	高山市夢・まちづくり基金の項～高山市学校給食センター整備基金の項 (略)		高山市都市計画事業基金	都市計画事業の資金に充当するため	<p>(設置)</p> <p>第2条 本市が設置する基金の名称及び目的は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">高山市夢・まちづくり基金の項～高山市学校給食センター整備基金の項 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高山市都市計画事業基金</td> <td style="text-align: center;">都市計画事業の資金に充当するため</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>高山市森林環境整備基金</u></td> <td style="text-align: center;"><u>森林整備及びその促進に要する経費に充当するため</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	目的	高山市夢・まちづくり基金の項～高山市学校給食センター整備基金の項 (略)		高山市都市計画事業基金	都市計画事業の資金に充当するため	<u>高山市森林環境整備基金</u>	<u>森林整備及びその促進に要する経費に充当するため</u>
名称	目的														
高山市夢・まちづくり基金の項～高山市学校給食センター整備基金の項 (略)															
高山市都市計画事業基金	都市計画事業の資金に充当するため														
名称	目的														
高山市夢・まちづくり基金の項～高山市学校給食センター整備基金の項 (略)															
高山市都市計画事業基金	都市計画事業の資金に充当するため														
<u>高山市森林環境整備基金</u>	<u>森林整備及びその促進に要する経費に充当するため</u>														

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。